

平成31年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

行政経営課

## 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 8 号	宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市火災予防条例	1
議案第 9 号	宇治市産業会館条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市産業会館条例	2
議案第 10 号	宇治市男女共同参画支援センター条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市男女共同参画支援センター条例	3
議案第 11 号	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	5

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第12号	宇治市道路占用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市道路占用料条例	6
議案第13号	宇治市準用河川占用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市準用河川占用料条例	11
議案第14号	宇治市水路使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水路使用料条例	14
議案第16号	宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業給水条例	17
議案第17号	宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例	20

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第18号	宇治市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市公共下水道使用料条例	21
議案第19号	宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例	22
議案第20号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	23
議案第21号	宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例	25

宇治市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第15条 略 (避雷設備)	第1条～第15条 略 (避雷設備)
第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に 適合するものとしなければならない。 2 略	第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本産業規格</u> に 適合するものとしなければならない。 2 略
第17条～第50条 略	第17条～第50条 略

宇治市産業会館条例新旧対照表

現行							改正案						
別表(第6条関係)													
区分 室名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午 後5時ま で	午後6時 から午 後10時 まで	午前9時か ら午後5時 まで	午後1時か ら午後10 時まで	午前9時 から午 後10時 まで	
	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午 後5時ま で	午後6時 から午 後10時 まで	午前9時か ら午後5時 まで	午後1時か ら午後10 時まで	午前9時 から午 後10時 まで							
産業情報コ ーナー・多目 的ホール	略												
会議室	3,500円	4,620円	5,620円	7,300円	9,210円	10,990円							
第一研修室	3,370円	4,500円	5,370円	7,080円	8,880円	10,590円							
第二研修 室・茶室	略												
備考	略												

宇治市男女共同参画支援センター条例新旧対照表

現行	改正案		
第1条～第5条 略  ( <u>使用料及び駐車料金</u> )	第1条～第5条 略  ( <u>使用料</u> )		
第6条 第3条第1項の規定により会議室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、 <u>別表第1</u> に定める額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。	第6条 第3条第1項の規定により会議室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、 <u>別表</u> に定める額の使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。		
2 略	2 略		
3 センターの自動車駐車場を使用する者は、 <u>別表第2</u> に定める額の使用料(以下「駐車料金」という。)を納付しなければならない。	3 第1項_____の規定にかかわらず、本市の執行機関が事務のために使用する場合の使用料_____は、無料とする。  ( <u>使用料</u> _____の返還)		
4 第1項及び前項の規定にかかわらず、本市の執行機関が事務のために使用する場合の使用料 <u>及び駐車料金</u> は、無料とする。  ( <u>使用料及び駐車料金</u> の返還)	第7条 既納の使用料_____は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、 <u>使用料及び駐車料金</u> の全部又は一部を返還することができる。		
第8条～第12条 略  別表第1(第6条関係)	第8条～第12条 略  別表(第6条関係)		
<table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略	<table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			
備考 略	備考 略		
別表第2(第6条関係)			

宇治市男女共同参画支援センター条例新旧対照表

現行		改正案
区分	駐車料金	
普通自動車	30分間以上の駐車について、駐車の開始から30分間までごとに1台100円	
備考 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則(昭和35年總理府令第60号)第2条に規定する普通自動車をいう。		

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第22条 略 (技術管理者の資格)</p> <p>第23条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法による短期大学又は _____高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後 _____、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法による短期大学又は _____高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後 _____、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>第24条 略</p>	<p>第1条～第22条 略 (技術管理者の資格)</p> <p>第23条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法による短期大学(<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後(<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法による短期大学(<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後(<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>)、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p> <p>第24条 略</p>

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正案			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件	区分	単位	単価	占用の区分	区分	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱及びその支柱類	年額	1本	円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	年額	1本
							3,500円
	共架電力線		3,040				
	街灯添架電柱		2,320				2,800円
	電話柱及びその支柱類		2,110				2,400円
	共架電話線		2,060				2,000円
	街灯添架電話柱		1,270				1,500円
	その他の柱類		1,440				1,400円
	共架電線その他上空に設ける線類		340				320円
	地下電線その他地下に設ける線類		20				20円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		2,760				18円
	PHS無線基地局		1,380				2,000円
	広告塔		6,670				1,200円
	その他のもの		2,200				3,300円

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行					改正案				
法第32条第1項第 2号に掲げる物件	地下電らん、水道管	年額	外径又は幅が0.1 メートル未満の もの 1メー トル	220	法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	その他のもの	外径又は幅が0.07 メートル未満のも の	年額	1平方メートル 2,600円
			外径又は幅が0.1 メートル以上0.1 5メートル未満 のもの 1メー トル	240		管、ガ ス管そ の他こ れらに 類する もの	外径又は幅が0.07 メートル以上0.1メ ートル未満のもの 外径又は幅が0.1メ ートル以上0.15メ ートル未満のもの 外径又は幅が0.15 メートル以上0.2メ ートル未満のもの 外径又は幅が0.2メ ートル以上0.3メ ートル未満のもの 外径又は幅が0.3メ ートル以上0.4メ ートル未満のもの 外径又は幅が0.4メ ートル以上0.7メー		1メートル 140円 1メートル 200円 1メートル 220円 1メートル 290円 1メートル 450円 1メートル 590円 1メートル 980円
			外径又は幅が0.1 5メートル以上0. 2メートル未満 のもの 1メー トル	320					
			外径又は幅が0.2 メートル以上0.4 メートル未満の もの 1メート ル	660					
			外径又は幅が0.4 メートル以上1	1,560					

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正案				
		メートル未満の もの 1メート ル			トル未満のもの 外径又は幅が0.7メー トル以上1メー トル未満のもの 外径又は幅が1メー トル以上のもの			
		外径又は幅が1 メートル以上の もの 1メート ル	2,400		1メートル	1,400円		
法第32条第1項第 3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他こ れらに類する施設	年額	1平方メートル	2,200	法第32条第1 項第3号に掲 げる施設	鉄道、軌道その他これらに類する施設	年額 1平方メートル 2,600円	
法第32条第1項第 4号に掲げる施設	歩廊、雪よけその他 これらに類する施設	年額	1平方メートル	2,110	法第32条第1 項第4号に掲 げる施設	歩廊、雪よけその他これらに類する施設	年額 1平方メートル 2,000円	
法第32条第1項第 5号に掲げる施設	地下街、地下室並び に上空及び地下に設 ける施設	年額	1平方メートル	3,340	法第32条第1 項第5号に掲 げる施設	地下街、地下室並びに上空及び地下に設ける施設	年額 1平方メートル 3,000円	
法第32条第1項第 6号に掲げる施設	露店及び商品置場	月額	1平方メートル	640	法第32条第1 項第6号に掲 げる施設	露店、商品置場その他これらに類する施設	月額 1平方メートル 580円	
道路法施行令(昭 和27年政令第479 号。以下「令」と いう。)第7条第1号 に掲げる物件	看板 アーチ類 旗さお 幕	年額 月額 月額 月額	1本 1基 1本 1平方メートル	1,380 6,670 6,670 640	道路法施行令 (昭和27年政 令第479号。以 下「令」とい う。)第7条第1号 に掲げる物件	看板 標識 看板 旗さお 幕	年額 月額 月額 月額 月額	1平方メートル 1,700円 6,000円 580円

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正案			
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備 及び風力発電設備、同条第4号に掲げる工事用施設並びに同条第5号に掲げる工事用材料	月額	1平方メートル	640	下「令」とい う。)第7条第1 号に掲げる物 件	月額	1平方メートル	580円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	月額	1平方メートル	230	令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及 び風力発電設備、同条第4号に掲げる工事 用施設並びに同条第5号に掲げる工事用 材料	月額	1平方メートル	580円
令第7条第9号に掲げる施設	年額	1平方メートル	2,760	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同 条第7号に掲げる施設	月額	1平方メートル	280円
				令第7条第9号に掲げる施設	年額	1平方メートル	3,300円

備考

- 1 占用目的が類別単位に満たないものは、1単位に切り上げる。
- 2 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間  
が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、  
月割をもつて計算する。なお、1月未満の端数があるときは、  
1月として計算する。
- 3 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が  
1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1  
月として計算する。

備考

- 1 占用の面積(広告塔及び看板にあつては、表示の面積。以下同じ。)  
若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であると  
き、又は占用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メー  
トル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル又は1メー  
トルとみなす。
- 2 年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満で  
あるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割り  
による。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月と  
みなす。

宇治市道路占用料条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>3 月額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1月未満であるとき、又は占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</p>

宇治市準用河川占用料条例新旧対照表

現行			改正案		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	占用の区分	単位		占用の区分	単位
	流水の占用	1立方メートル	6,670円		
	毎秒				
土	水道管、外径又は幅が0.1メートル未満のもの	1メートル	220円	流水	鉱工業の用に供するもの
地	ガス管			の占	1リットル毎秒 5,000円
の	その他	外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	用	その他の用に供するもの
占	これら		240円		1リットル毎秒 1,200円
用	に類す	外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	土地	水道管、外径又は幅が0.07メートル
る	るもの		320円	の占	1メートル 140円
	外径又は幅が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	660円	用	ガス管その他これらに類するもの
	外径又は幅が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1,560円		外径又は幅が0.07メートル 200円
	外径又は幅が1メートル以上のもの	1メートル	2,400円		以上0.1メートル未満のもの
	作業場、材料置場	その他これらに類するもの	1平方メートル		外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
	るもの		640円		1メートル 220円
	橋りようその他これらに類するもの	1平方メートル	2,300円		外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
	電柱及びその他支柱類	1本	3,040円		1メートル 290円
	街灯添架電柱	1本	2,110円		外径又は幅が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの
					1メートル 450円
					外径又は幅が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの
					1メートル 590円
					外径又は幅が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの
					1メートル 980円
					外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの
					1メートル 1,400円

宇治市準用河川占用料条例新旧対照表

現行				改正案					
	電話柱及びその他支柱類	1本	2,060円		外径又は幅が1メートル以上のもの	1メートル	2,400円		
	街灯添架電話柱	1本	1,440円		作業場、材料置場その他これらに類するもの	1平方メートル	580円		
	公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,150円		橋りようその他これに類するもの	1平方メートル	2,100円		
備考				備考					
1	略	1	略	2	占用の水量、面積又は長さに1立方メートル 又は1メートルに満たない	若しくは長さが1リットル毎秒、1平方メートル 若しくは1メートル未満であるとき、又は占用の水量、面積若しく は長さに1リットル毎秒、1平方メートル若しくは1メートル未満の 端数があるときは、これらを1リットル毎秒、1平方メートル又は1 メートルとみなす。	2	占用の水量、面積又は長さに1立方メートル 又は1メートルに満たない	若しくは長さが1リットル毎秒、1平方メートル 若しくは1メートル未満であるとき、又は占用の水量、面積若しく は長さに1リットル毎秒、1平方メートル若しくは1メートル未満の 端数があるときは、これらを1リットル毎秒、1平方メートル又は1 メートルとみなす。
2	占用の水量、面積又は長さに1立方メートル 又は1メートルに満たない			3	略	略	3	略	略
3	端数があるときは、それぞれ1立方メートル、1平方メートル又は1 メートルとみなす。			4	年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満で あるとき又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割り	年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満で あるとき、又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割り	4	年額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1年未満で あるとき又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割り	あるとき又は占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割り

宇治市準用河川占用料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>による。この場合において、1月末満の端数があるときは、1月とみなす。</p> <p>5 月額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1月末満であるとき<u>又は</u>占用の期間に1月末満の端数があるときは、1月とみなす。</p>	<p>による。この場合において、1月末満の端数があるときは、1月とみなす。</p> <p>5 月額の占用料を算定する場合において、占用の期間が1月末満であるとき、<u>又は</u>占用の期間に1月末満の端数があるときは、1月とみなす。</p>

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行				改正案			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
使用区分	区別	単位	単価	使用の区分	単位	使用料	
水道管、ガス管その他	年額	外径又は幅が0.1メートル未満のもの	円	水道管、ガス管	外径又は幅が0.07メートル未満のもの	1メートル	140円
これらに類するもの		1メートル	220	その他これらに類するもの	のもの		
		外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	240		外径又は幅が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	200円
		1メートル			外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル	220円
		外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	320		外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル	290円
		1メートル			0.2メートル未満のもの		
		外径又は幅が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	660	外径又は幅が0.2メートル以上	1メートル	450円	
		1メートル		0.3メートル未満のもの			
		外径又は幅が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1,560	外径又は幅が0.3メートル以上	1メートル	590円	
		1メートル		0.4メートル未満のもの			
		外径又は幅が1メートル以上のものの	2,400	外径又は幅が0.4メートル以上	1メートル	980円	
		1メートル		0.7メートル未満のもの			
露店、商品置場、材料置場その他これらに類するもの	月額	1平方メートル	640	外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1,400円	
通路用橋	年額	1平方メートル	2,300	外径又は幅が1メートル以上のもの	1メートル	2,400円	
電柱及びその支柱類	年額	1本	3,040	露店、商品置場、材料置場その他これらに類するもの	1平方メートル	580円	

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行				改正案			
街灯添架電柱	年額	1本	2,110	るもの			
電話柱及びその支柱類	年額	1本	2,060	通路用橋	1平方メートル	2,100円	
街灯添架電話柱	年額	1本	1,440	電柱及びその支柱類	1本	3,500円	
公園、広場その他これらに類するもの	年額	1平方メートル	1,150	街灯添架電柱	1本	2,400円	
				電話柱及びその支柱類	1本	2,000円	
				街灯添架電話柱	1本	1,400円	
				公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,000円	

備考

- 1 この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占用料条例(昭和49年宇治市条例第12号)別表の規定に準じて徴収する。
- 2 使用目的が類別単位に満たないものは、1単位に切り上げる。
- 3 使用料の額が年額で定められているものに係る使用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算する。なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 4 使用料の額が月額で定められているものに係る使用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

備考

- 1 この表に規定する使用料以外の使用料については、宇治市道路占用料条例(昭和49年宇治市条例第12号)別表の規定を準用する。
- 2 使用の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は使用の面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これらを1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 3 使用料は、年額とする。ただし、露店、商品置場、材料置場その他これらに類するものに係る使用料は、月額とする。
- 4 年額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1年未満であるとき、又は使用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りによる。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月とみなす。
- 5 月額の使用料を算定する場合において、使用の期間が1月未満で

宇治市水路使用料条例新旧対照表

現行	改正案
	<u>あるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときは、1月とみなす。</u>

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 略 (加入金)</p> <p>第10条 給水装置の新設又は改造(給水管の呼び径を増径する場合に限る。以下同じ。)を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の加入金を納付しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>	<p>第1条～第9条 略 (加入金)</p> <p>第10条 給水装置の新設又は改造(給水管の呼び径を増径する場合に限る。以下同じ。)を行おうとする者は、当該新設又は改造後の給水管の呼び径に応じて次の表に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額_____の加入金を納付しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>
<p>2 略</p> <p>第11条～第24条 略 (料金)</p> <p>第25条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第26条～第42条 略 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第43条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>第11条～第24条 略 (料金)</p> <p>第25条 料金の額は、次の各号に掲げる区分により算定した合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>第26条～第42条 略 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第43条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p>

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 学校教育法による <u>短期大学</u> _____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 _____, 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(3) 学校教育法による <u>短期大学</u> (同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(4)~(7) 略	(4)~(7) 略
(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
(9) 略 (水道技術管理者の資格)	(9) 略 (水道技術管理者の資格)
第44条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後 _____, 同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、	第44条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 略 (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
同条第3号に規定する学校の卒業者については6年 以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。第4号及び第5号において同じ。)については6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(3) 略	(3) 略
(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後 —、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当する科目以外の科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略
第45条～第47条 略	第45条～第47条 略

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条・第1条の2 略 (経営の基本)	第1条・第1条の2 略 (経営の基本)
第2条 略	第2条 略
2~4 略	2~4 略
5 下水道事業の排水区域面積は、 <u>2,430ヘクタール</u> とする。	5 下水道事業の排水区域面積は、 <u>2,427ヘクタール</u> とする。
6 下水道事業の排水区域人口は、 <u>178,800人</u> とする。	6 下水道事業の排水区域人口は、 <u>179,140人</u> とする。
第3条～第6条 略	第3条～第6条 略

宇治市公共下水道使用料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 略          (使用料の額)</p> <p>第6条 使用料の額は、1使用月において、使用者が排出した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>第1条～第5条 略          (使用料の額)</p> <p>第6条 使用料の額は、1使用月において、使用者が排出した汚水量に応じ、別表に定めるところにより算定した合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>
第7条～第14条 略	第7条～第14条 略

宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第13条 略  (利率)  第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%とする。	第1条～第13条 略  (保証人及び利率)  第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。  2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1.5パーセントとする。  3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を含むものとする。
(償還等)  第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還_____とする。  2 略  3 債還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。	(償還等)  第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。  2 略  3 債還免除_____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。
第16条 略	第16条 略

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第16条の4 略 (基礎賦課限度額)	第1条～第16条の4 略 (基礎賦課限度額)
第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、 <u>580,000円</u> を超えることができない。	第16条の5 第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条第1項の基礎賦課額と第16条の2第1項の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第23条において同じ。)は、 <u>610,000円</u> を超えることができない。
第16条の5の2～第22条 略 (保険料の減額)	第16条の5の2～第22条 略 (保険料の減額)
第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に <u>275,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。) ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と	第23条 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から当該各号に掲げる額を減額した額とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に <u>280,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。) ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に <u>500,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。) ア・イ 略 2・3 略 第23条の2～第32条 略	区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に <u>510,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。) ア・イ 略 2・3 略 第23条の2～第32条 略

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行							改正案						
別表(第3条関係)													
園児の属する世 帯の階層区分		保育料						保育料					
		4歳児		5歳児		3歳児		4歳児		5歳児			
		基準額	2人目適用額	3人目以降適用額		基準額	2人目適用額	3人目以降適用額		基準額	2人目適用額	3人目以降適用額	
A	生活保護法 階 層 (昭和25年法 律第144号)に よる被保護世 帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税の 階 層 所得割が非課 税となる世帯 (A階層に属す る世帯を除 く。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C	市町 階 村民 層 C市町村 1民税の 所得割	4,500円	2,250円	0円	4,500円	2,250円	0円	4,500円	2,250円	0円	4,500円	2,250円	0円

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行									改正案									
所得割が課税される世帯(A)	の課税額が49,000円以下である世帯								所得割が課税される世帯(A)	の課税額が49,000円以下である世帯								
階層C	市町村	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円		階層C	市町村	9,000	4,500	0円	9,000	4,500	0円	9,000	4,500
に属する世帯を除く。)	民税の所得割の課税額が49,001円以上77,100円以下である世帯								に属する世帯を除く。)	民税の所得割の課税額が49,001円以上77,100円以下である世帯								
C	市町村	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円		C	市町村	9,000	4,500	0円	9,000	4,500	0円	9,000	4,500
3	民税の所得割の課税								3	民税の所得割の課税								

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例新旧対照表

現行							改正案						
額が77,101円以上21,1,200円以下の世帯							額が77,101円以上21,1,200円以下の世帯						
C市町村4民税の所得割の課税額が21,1,201円以上の世帯	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円	C市町村4民税の所得割の課税額が21,1,201円以上の世帯	9,000円	4,500円	0円	9,000円	4,500円	0円

備考 略 備考 略